

常滑市週休 2 日制工事実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、地域の守り手である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善及び将来の担い手の確保に向けた取り組みの一つとして、市が発注する週休 2 日制工事の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 休工 巡回パトロール、保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (2) 祝日 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。
- (3) 工事完了日 完了届を提出した日をいう。
- (4) 一般土木工事等 次号から第 8 号までに示す工事以外の工事をいう。
- (5) 農地工事 土地改良事業等請負工事積算基準を適用する工事をいう。
- (6) 林務工事 森林整備保全事業設計積算要領を適用する工事をいう。
- (7) 建築工事 公共建築工事費積算基準を適用する工事をいう。
- (8) 港湾・漁港工事 愛知県積算基準及び歩掛表【港湾・漁港・海岸編】を適用する工事をいう。

(対象工事)

第 3 条 市が発注する工事で、令和 7 年 4 月 1 日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる全ての工事を対象とする。ただし、次のいずれかに該当する工事を除く。

- (1) 著しく施工期間が短い工事（漁港・港湾工事においては対象期間が 28 日以内の工事、その他の工事においては施工必要日数が 5 日以内の工事）
- (2) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- (3) 緊急の応急復旧工事
- (4) その他発注者が週休 2 日制工事等に適さないと判断した工事

(週休 2 日制工事の形式等)

第 4 条 週休 2 日制工事の形式は、次のとおりとし、その達成状況の評価方法は、市長が別に定める。

(1) 港湾・漁港以外の工事

ア 完全週休 2 日 次条第 1 項第 1 号に規定する対象期間内において土曜日、日曜日及び祝日を基本の休工対象日とすることをいう。ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日まで、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日まで）で振替休工を取得した場合は、休工と認めるものとする。

イ 月単位の週休 2 日 次条第 1 項第 1 号に規定する対象期間内の全ての

月ごとにおいて休工率（休工日数を対象期間日数で除して得た割合をいう。以下同じ。）が28.5%（4週8休）以上であることをいう。

ウ 通期の週休2日 次条第1項第1号に規定する対象期間内において休工率が28.5%（4週8休）以上であることをいう。

（2） 港湾・漁港工事

週休2日（4週8休） 次条第1項第2号に規定する対象期間の土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇（土曜日、日曜日、祝日以外の8月の3日間）及び年末年始休暇（土曜日、日曜日、祝日を含め6日）を休工対象日とし、対象期間に休工対象日分の休工日がある場合をいう。この場合における「4週8休」とは、起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間又は起算する月曜日から始まり4週目の日曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日又は5週目の月曜日から8週目の日曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休工対象日の日数分の閉所日又は休日の取得があることをいう。ただし、工事着手日を除いた最初の土曜日又は起算する月曜日から1期間目を起算することとし、工事完了日直前の1期目の末日となる金曜日又は日曜日までを評価対象とする。

（対象期間）

第5条 評価の対象期間は、次のとおりとする。

（1） 港湾・漁港工事以外の工事

契約締結日の翌日（フレックス工期を適用する場合は、工事の始期）から工事完了日までのうち、次の期間を除いた期間とする。

ア 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置及び測量はこの期間に含む。）

イ 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間）

ウ 夏季休暇（3日間）

エ 年末年始休暇（6日間）

オ 工場製作のみの期間

カ 工事全体を一時中止している期間

キ 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）

（2） 港湾・漁港工事

工事着手日から工事完了日までの期間とする。

（取組内容）

第6条 工事の発注者及び受注者が取り組むべき内容は、次のとおりとする。

（1） 発注者は、特記仕様書において、次のことを明示する。

ア 本要領の対象工事であるか否か

イ 週休2日を実施しない工事の場合は、その理由

- ウ 対象工事の場合で、第5条第1項第1号キに該当する週休2日の対象外の作業を設定する場合は、その内容
- (2) 本要領の対象工事は、工事名の末尾に「(週休2日)」を追記する。
 - (3) 対象工事の受注者は、当初施工計画書(工場製作を伴う場合は、現場施工計画書)に、休工予定日及び非対象期間が分かる休工取得計画表を添付し提出する。
 - (4) 対象工事の受注者は、毎月5日までに工事打合簿により実施結果(休工日及び非対象期間を明示すること。)を提出するものとし、監督員はこれを確認する。
 - (5) 対象工事の受注者は、特記仕様書に明示した形式の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。
 - (6) 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査、ヒアリング調査等を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。
 - (7) 対象工事の受注者は、港湾・漁港工事においては第4条第1項第2号に規定する週休2日が、その他の工事においては第4条第1項第1号ウに規定する週休2日が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに発注者に報告する。ただし、受注者の責によらず達成できなかった場合は、この限りではない。

(工事成績評定)

第7条 工事成績評定は、次のとおりとする。

- (1) 港湾・漁港工事については、週休2日(4週8休)が達成された場合、その他の工事については、完全週休2日が達成された場合、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献度」において評価する。
- (2) 提出された工程表や施工計画書が週休2日の取得を前提にしていない等明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7.法令遵守等 9.その他」の項目において、2点減ずる。

(週休2日の取得に要する費用の計上)

第8条 本要領の対象工事における経費の補正については、次のとおりとする。
ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量、調査・設計等外注が想定される業務については、補正の対象としない。

- (1) 一般土木工事等

ア 発注者は当初設計にて、補正率表の月単位の週休2日の補正率を適用する。

補正率表(一般土木工事等)

休工状況の 適用区分	月単位の週休2日 (4週8休以上)	通期の週休2日 (4週8休以上)	通期の週休2日未滿 (補正なし)
労務費	1.04	1.02	1.00
機械経費(賃料)	1.02	1.02	1.00

共通仮設費率	1.03	1.02	1.00
現場管理費率	1.05	1.03	1.00

イ 月単位の週休2日が達成できない場合は、休工状況に応じて順次補正率を変更する。

ウ 市場単価の補正対象及び補正率は、別表1-1による。

エ 土木工事標準単価の補正対象及び補正率は、別表1-2による。

オ 下水道工事市場単価の補正対象及び補正率は、別表1-3による。

(2) 農地工事

ア 発注者は当初設計にて、補正率表の通期の週休2日の補正率を適用する。

補正率表（農地工事）

休工状況の 適用区分	通期の週休2日 (4週8休以上)	通期の週休2日未満 (補正なし)
	休工率28.5% (8日/28日)以上	休工率28.5% (8日/28日)未満
労務費	1.02	1.00
機械経費(賃料)	1.02	1.00
共通仮設費率	1.02	1.00
現場管理費率	1.05	1.00

イ 通期の週休2日が達成できない場合は、補正をしないものとする。

ウ 市場単価の補正対象及び補正率は、別表2-1による

エ 土木工事標準単価の補正対象及び補正率は、別表2-2による。

(3) 林務工事

ア 発注者は当初設計にて、補正率表の通期の週休2日の補正率を適用する。

補正率表（林務工事）

休工状況の 適用区分	通期の週休2日 (4週8休以上)	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週6休未満
	休工率28.5% (8日/28日) 以上	休工率25% (7日/28日) 以上、28.5%未満	休工率21.4% (6日/28日) 以上、25%未満	休工率21.4% 未満
労務費	1.05	1.03	1.01	1.00
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01	1.00
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02	1.00
現場管理費率	1.06	1.04	1.03	1.00

イ 通期の週休2日が達成できない場合は、休工状況に応じて順次補正率を変更する。

- ウ 市場単価の補正対象及び補正率は、別表 3－1 による。
- エ 土木工事標準単価の補正対象及び補正率は、別表 3－2 による。
- (4) 建築工事
- ア 発注者は次のいずれかによる方式を基本とし、方式に応じた補正率を適用する。
- (ア) 発注者指定方式 発注者が月単位の週休 2 日に取り組むことを指定する方式
- (イ) 受注者希望方式 受注者が工事着手前に発注者に対して、月単位の週休 2 日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式
- イ 発注者は当初設計にて、発注者指定方式は補正率表の月単位の週休 2 日の補正率を、受注者希望方式は補正率表の通期の週休 2 日の補正率を適用する。

補正率表（建築工事）

休工状況の適用区分	月単位の週休 2 日 (4 週 8 休以上)	通期の週休 2 日 (4 週 8 休以上)	通期の週休 2 日未満 (補正なし)
労務費	1.04	1.02	1.00

- ウ 発注者指定方式において月単位の週休 2 日が達成できない場合、休工状況に応じて順次補正率を変更する。
- エ 受注者希望方式において通期の週休 2 日を達成できない場合、補正をしないものとする。ただし、工事着手前に月単位の週休 2 日に取り組むことについて協議が整い、月単位の週休 2 日が達成できた場合は、月単位の週休 2 日の補正率を適用する。
- オ 市場単価は、別表 4－1 から別表 4－3 までの補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修及び執務並行改修（施工の作業効率の影響が無い場合）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修（施工の作業効率が悪くなる場合）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

- カ 物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、別表 4－1 から別表 4－3 までの補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事及び全館無人改修】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修】

・ 物価資料の掲載価格 × 改修補正率

(5) 港湾・漁港工事

ア 発注者は当初設計にて、次の補正率表の4週8休以上の補正率を適用する。

補正率表（港湾・漁港工事）

休工状況の 適用区分	4週8休以上	4週8休未満 (補正なし)
労務費	1.04	1.00
機械経費（賃料）	1.02	1.00
共通仮設費率	1.02	1.00
現場管理費率	1.03	1.00

イ 4週8休以上が達成できない場合は、補正をしないものとする。

ウ 市場単価の補正対象及び補正率は、別表5による。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1－1（第 8 条関係）

一般土木工事等における市場単価の補正率

名称	区分	補正率	
		現場閉所	
		通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去・移設	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04

名称	区分	補正率	
		現場閉所	
		通期	月単位
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01

別表 1－2（第 8 条関係）

一般土木工事等における土木工事標準単価の補正率

名称	区分	補正率	
		現場閉所	
		通期	月単位
区画線工		1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03
	人力	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04

名称	区分	補正率	
		現場閉所	
		通期	月単位
防草シート設置工		1.01	1.03
紫外線硬化型 F R P シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
F R P 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02	1.03

別表 1－3（第 8 条関係）

下水道用設計標準歩掛における市場単価の補正率

名 称	規格・仕様	補正率	
		現場閉所	
		通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04
砂基礎工	機械施工	1.02	1.04
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.04
碎石基礎工	機械施工	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.02

別表 2－1（第 8 条関係）

農地工事における市場単価の補正率

名称	区分	4週8休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.02
防護柵設置工 （ガードレール）	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01
防護柵設置工 （ガードパイプ）	設置	1.00
	撤去	1.02
道路標識設置工	設置	1.00
	撤去・移設	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.02
法面工		1.01
吹付砕工		1.01
軟弱地盤処理工		1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置 設置工		1.02
橋面防水工		1.01
グルーピング工		1.00

別表 2－2（第 8 条関係）

農地工事における土木工事標準単価の補正率

名称	区分	4週8休以上
区画線工		1.02
排水構造物工		1.02
コンクリートブロック積工		1.02
構造物とりこわし工	機械	1.02
	人力	1.02

別表 3－1（第 8 条関係）

林務工事における市場単価の補正率

名称	区分	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05	1.03	1.01
鉄筋工（ガス圧接）		1.04	1.02	1.01
防護柵設置工 （ガードレール）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.03	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02	1.01	1.00
防護柵設置工（落石防護網）		1.03	1.02	1.01
防護柵設置工 （ガードパイプ）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去・移設	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付砕工		1.03	1.02	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
鉄筋挿入工 （ロックボルト工）		1.03	1.02	1.01

別表 3－2（第 8 条関係）

林務工事における土木工事標準単価の補正率

名称	区分	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
区画線工		1.05	1.03	1.01
排水構造物工		1.05	1.03	1.01
コンクリートブロック積工		1.05	1.03	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.04	1.03	1.01
	人力	1.05	1.03	1.01

別表４－１（第８条関係）

建築工事における市場単価の補正率

工 種	摘 要※	月単位の週休２日		通期の週休２日	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事		1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事		1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上）	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事 （ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事 （ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

なお、記載が無い項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

別表４－２（第８条関係）

建築工事における電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休２日		通期の週休２日	
		新営 補正率	改修 補正率	新営補 正率	改修 補正率
配管工事	電線管、２種金属線び及び 同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	フルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	フルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.02	1.02	1.01	1.01

別表４－３（第８条関係）

建築工事における機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休２日		通期の週休２日	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダ ンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 （ユニットを 除く）	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22

別表 5 (第 8 条関係)

港湾・漁港工事における市場単価の補正率

	市場単価 補正率
底面工	1.03
マット工(アスファルトマッ ト設置・ゴム系マット設置)	1.00
支保工	1.04
足場工	1.02
鉄筋工	1.04
吊鉄筋工	1.04
型枠工	1.03
コンクリート打設工 (ポンプ車打設)	1.04
コンクリート打設工 (ポンプ車打設以外)	1.04
止水板工	1.04
上蓋工	1.04
伸縮目地工	1.02
係船柱取付	1.04
防舷材取付	1.04
車止・縁金物取付	1.04
係船柱撤去	1.04
防舷材撤去	1.04

	市場単価 補正率
車止撤去	1.04
電気防食取付	1.04
防砂目地板取付工(陸上施工)	1.04
防砂目地板取付工(水中施工)	1.03
吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.03
港湾構造物塗装工 (係船柱・車止・縁金物)	1.03
ペトロラタム被覆	1.04
現場鋼材溶接・切断工 (陸上施工・海上施工)	1.04
現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.04
かき落とし工	1.04
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
汚濁防止枠設置・撤去	1.02
灯浮標設置・撤去	1.03
汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船あり・水中目視点 検)	1.01
汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船なし)	1.04
異形ブロック製作 型枠工	1.04
異形ブロック製作 コンクリート打設 工	1.04
異形ブロック製作 給熱養生	1.03